

環境文明社会づくり あれこれ (35)

源流 (35)

役所の人事異動はいつもそうだが、1984年10月のある日、前触れもなく厚生省生活衛生局水道環境部の環境整備課長を命じられた。環境整備課の仕事を一口で言えば、全国のごみ（廃棄物）処理・処分のための法令の整備と、それを実施する市町村に対する技術指導と資金援助である。当時はごみ問題は衛生行政の枠内にあったので、厚生省に位置づけられていた（今は省資源・資源循環や脱炭素の観点も加わり、環境省が所管）。

「ごみ」は人が生きている限り、また経済活動をする限り、量の多少や質の違いはあるものの、必ず発生する。敗戦後しばらくの間、多くの都市が焼け野原となったが、数年も経たないうちに、地方から、また外地から人が都市に戻り、生活に必要な衣・食・住を中心に生産し始めると、早速ごみも増え始めた。全国の自治体は、その増加するごみを場末の空き地などに埋めたり、ごみ焼き場で何とか“衛生的”に処理すべく奮闘した。しかし日本の都市（特に大都市）の人口増加と経済の戦後復興は目覚ましく、都市

は活気にあふれた反面、その負の側面である、大気汚染や水質汚濁などとともに「ごみ公害」にも見舞われるようになり、全国各地で汚水、悪臭、外観の問題、病害虫の発生など、厳しい苦情が役所に多数寄せられるようになっていた。

そこで国は、1970年末の「公害国会」において、旧来の「清掃法」を抜本的に替えて、「廃棄物処理法」を制定した。そのポイントは、市町村内の住民から出る生活系のごみを「一般廃棄物」として、その処理・処分の責任と費用負担は市町村としたこと。工場、事業場などの産業系から排出されるごみは「産業廃棄物」として、その処理・処分の責任と費用負担は、汚染者負担の原則により排出事業者とした。そして市町村が担う費用のうち、埋立地や焼却工場等の建設費の一定割合を国庫（厚生省）から補助し、また清掃事業を実施するために必要な人件費、車輛や施設の維持管理費などは、国（当時の所管は自治省、現在は総務省）から市町村に交付される交付金の中で面倒を見る仕組みが構築された。

このように、質、量ともに変化・急増する

加藤 三郎

廃棄物処理の枠組が一応確立した後に着任した環境整備課長はさぞかしラクチンだったのでは、と思われるかもしれないが、それは大間違い。この後述べるように、着任したその日から離任の日まで、気の抜けない日々が2年8ヶ月程続いたのである。しかし、今思い起こしてみると、この忙しくとも充実した時期に得た知人・友人の多くが、今日の環境文明社会探求の旅を支え、応援して下さっている。

今も忘れられない一人が、清掃事業近代化の勇士 工藤庄八さんだ。工藤さんは、敗戦前年に川崎市役所に入所し、5年後には市の清掃課長となり、部長、局長、助役と要職を踏みながら、一貫して清掃事業の近代化に全力を捧げた。当時、川崎のような都市でもごみは人力で集め、手押し車で運んでいた時に、まずバキュームカーをメーカーの技術者と一緒に開発し、次いで今日のパッカー車にあたるごみ収集車も完成させた。もちろん、その後、焼却工場の大改良も手掛けた。（この項、続く）

